平成２１年（フ）第１２６号
福岡県久留米市山川追分２丁目９番17―５号
破産者　久留米事務機有限会社
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９９号
東京都調布市深大寺元町３丁目８番地９
破産者　伊藤　剛好
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１１０号
香川県観音寺市大野原町井関61番地
破産者　株式会社平口工務店
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３９４８号
札幌市豊平区平岸４条６丁目３番23―106号
破産者　米本　卓也
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡11条２丁目６番13号
破産者　横幕　晴彦
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
北海道旭川市永山８条６丁目３番10号　１Ｆ
破産者　家入　郁夫
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９１号
釧路市弥生２丁目６番36号
破産者　佐藤　尚邦
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第３２０号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第12地割33番地
破産者　伊保内恒子
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３２１号
青森県八戸市長者２丁目１番44号、申立時の住所岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第12地割33番地
破産者　伊保内寛也
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１５号
盛岡市月が丘１丁目26番６号
破産者　前澤　晴光
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２６９号
水戸市泉町３丁目３番31―505号　アメニティーマンションＷＩＬＬ．ＭＩＴＯ、開始決定時の住所水戸市栄町１―５―４　栄町コーポ202号
破産者　古橋　信敏
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７９号
群馬県伊勢崎市田中島町217番地４
破産者　石原　清次
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０号
群馬県高崎市中居町４丁目19番地９
破産者　長野由美子
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２号
群馬県高崎市中居町４丁目19番地９
破産者　長野　和夫
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５５２号
埼玉県富士見市大字勝瀬1547番地　セピア・グランシャリオ306、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保291番地４　鶴瀬ビューパレー301号
破産者　海老名　功
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７２２号
埼玉県入間市高倉４丁目３番　16―202号
破産者　長島　泰男
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２４８号
長野県上田市古里37番地５　山宗アパート１―Ａ号、前住所長野県上田市古里1745番地７
破産者　西澤　晴雄
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４９号
長野県上田市古里37番地５　山宗アパート１―Ａ号、前住所長野県上田市古里1745番地７
破産者　西澤　澄子
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３号
静岡県沼津市吉田町21番21号、前住所静岡県沼津市中原町５番７号　フラットユウ302号、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市石坂312番地の21
破産者　田口　一廣
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部